

多子世帯出産成長祝金事業



佐渡市では、市内に生まれた児童の誕生及び健やかな成長を祝うとともに、多子世帯の子育てに係る費用の経済的負担を軽減することにより、子育て世代の第3子以降の妊娠、出産の後押しとなり、かつ、本市の重要課題である少子化の減速、移住・定住の促進及び本市の活性化に寄与することを目的として、対象児童を養育する保護者に成長祝金を支給します。

対象児童

この事業における対象児童は、以下の全ての要件を満たす児童です。

- ① 出生の日以後初めて住民基本台帳に記録する市区町村が佐渡市である児童
- ② 多子世帯の第3子目以降として出生した児童



※多子世帯：満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を現に3人以上養育している、本市に住所を有する世帯

⇒ 裏面の「第3子目の考え方」をご覧ください。

支給対象者

この事業における支給対象者は、以下の全てに該当する方です。

- ① 佐渡市の住民基本台帳に記載されている方で、引続き佐渡市に居住する方
- ② 対象児童を監護し、生計を同じくする方で、同一世帯の構成者

成長祝金の額

児童1人あたり

- | | |
|--------|------|
| ①出生時 | 20万円 |
| ②満6歳時 | 40万円 |
| ③満12歳時 | 50万円 |
| ④満15歳時 | 80万円 |



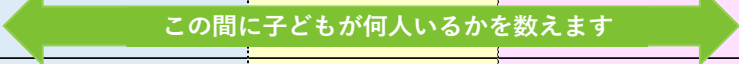
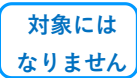
子どもが元気な佐渡が島（たからじま）事業の
出生祝金10万円を加えると

支給総額 200万円

第3子の考え方

- ・児童の出生時に、満22歳以下のきょうだいが何人いるかで数えます。
- ・満22歳以下のきょうだいが2人以上いる場合、第3子目以降の子となり、成長祝金の対象児童となります。
- ・実際の児童の数とは異なる場合があります。
- ・市外から転入してきた方についても、佐渡市で生まれた児童が第3子目以降となる場合、成長祝金の対象となります。

《数え方の例》

子どもの年齢	大学生年代より上の子	大学生年代の子※	高校生年代の子	中学生年代以下の子	生まれた子（新生児）	給付金の対象
						
例1		 1人目		 2人目	 3人目	第3子となります 
例2	 対象外	 1人目	 2人目		 3人目	第3子と数えます 
例3	 対象外		 1人目		 2人目	第2子と数えます 

※ 大学生年代…18歳の誕生日以後最初の3月31日を経過した後22歳の誕生日以後最初の3月31日までの間にある者。
ただし、親の監護相当・生計費の負担がある子に限ります。

監護相当・生計費の負担がある…大学生年代の子について監護に相当する日常生活の世話及び必要な保護をしている場合であって、受給者（父母）の収入により日常生活の全部または一部を営んでおり、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合をいいます。場合によっては、申し立てが真正であることを証明する書類の提出を求めることがあります。



事業の詳細やご不明な点などありましたら、
下記担当へお問い合わせください。

【担当】

佐渡市役所 社会福祉部
子ども若者課 子育て支援係
電話 0259-63-3126(課直通)